

## 第1回千葉市新基本計画審議会 会議資料

- 1 千葉市新基本計画審議会委員名簿 . . . . . 1
- 2 市出席者名簿 . . . . . 2
- 3 千葉市新基本計画審議会設置条例 . . . . . 3
- 4 千葉市新基本計画審議会運営要綱（案） . . . . . 4
- 5 千葉市新基本計画（原案）及び原案の概要 . . 送付済

平成22年8月25日  
千 葉 市

# 1 千葉市新基本計画審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
東 秋沙	市民
池田 雅一良	千葉県警察千葉市警察部長
池谷 美佐子	敬愛大学国際学部准教授
伊勢田 政員	千葉市町内自治会連絡協議会会長
伊藤 佳世子	市民
伊東 正	株式会社千葉銀行 代表取締役 専務執行役員
岩崎 久美子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
宇梶 光久	(社団法人) 千葉市医師会事務長
宇佐見 一夫	独立行政法人都市再生機構千葉地域支社長
鶴澤 富士夫	日本労働組合総連合会千葉県連合会千葉地域協議会議長
大澤 克之助	株式会社千葉日報社編集局次長・政経部長
大高 幸	市民
岡本 眞一	東京情報大学総合情報学部教授
小河原 俊夫	市民
海宝 周一	稲毛あかり祭夜灯(よとぼし)実行委員会委員長
金谷 善治	市民
上関 知子	千葉市PTA連絡協議会前副会長
岸岡 泰則	(社団法人) 千葉市老人クラブ連合会会長
木村 雅英	(社団法人) 千葉市観光協会事務局長
黒岩 亮子	淑徳大学総合福祉学部講師
斉藤 元治	千葉みらい農業協同組合参事
櫻井 嘉信	千葉科学大学危機管理学部准教授
猿田 寿男	千葉商工会議所専務理事
重村 旦	千葉市体育協会理事長
高山 功一	(一般社団法人) 千葉市身体障害者連合会会長
辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
轟 朝幸	日本大学理工学部教授
長島 勝平	千葉市民生委員児童委員協議会副会長
鍋嶋 洋子	NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ事務局長
西山 未真	千葉大学大学院園芸学研究科講師
花澤 和一	(社団法人) 千葉県経営者協会専務理事
春川 順市	市民
広井 良典	千葉大学法経学部教授
藤本 俊男	(社団法人) 千葉市歯科医師会会長
古山 陽一	(社団法人) 千葉市薬剤師会会長
細谷 久美子	千葉市女性団体連絡会副会長
松本 健一	市民
御園 愛子	みつわ台保育園園長、全国保育士会会長
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科准教授
依田 俊治	市民

## 2 市出席者名簿

職	氏名
市長	熊谷 俊人
副市長	藤代 謙二
教育長	志村 修
会計管理者	宮野 光正
総務局長	今井 幸雄
総合政策局長	宮下 公夫
財政局長	平賀 周
市民局長	鈴木 英一
保健福祉局長	中西 一成
こども未来局長	河野 正行
環境局長	大野 義規
経済農政局長	渡部 淳嗣
都市局長	藤平 真一郎
建設局長	清水 謙司
消防局長	安川 光雄
議会事務局長	田野 護
花見川区長	藤沼 昭和
稲毛区長	弓削田 和行
若葉区長	岩成 一弘
緑区長	大曾根 裕
美浜区長	小池 よね子
水道局長	篠原 政廣
市長公室長	大木 正人

### 事務局

職	氏名
総合政策部長	中村 満
政策企画課長	原 誠司

### 3 千葉市新基本計画審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(千葉市新総合ビジョン審議会設置条例の廃止)

2 千葉市新総合ビジョン審議会設置条例(平成11年千葉市条例第5号)は、廃止する。

#### 4 千葉市新基本計画審議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（部会）

第2条 条例第6条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。

- （1）総論部会
- （2）第1部会
- （3）第2部会
- （4）区計画部会

2 前各号に掲げる部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

3 部会に属する委員は、会長が審議会に諮って定める。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

3 副部会長は、部会長の指名により定める。

4 部会長は、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（報告）

第6条 部会長は、部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行し、審議会の答申をもって効力を失う。

別 表

部会名	所掌事務
総論部会	1 千葉市新基本計画（原案）（以下「原案」という。）のうち、第1章「計画の前提」、第2章「計画の枠組み」及び第3章「まちづくりの基本方針」に係る審議に関する事。 2 前項の審議結果に基づく答申(案)の作成に関する事。
第1部会	1 原案のうち、第4章「分野別計画」の方向性1「豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ」、方向性4「ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実したまちへ」及び方向性5「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」に係る審議に関する事。 2 前項の審議結果に基づく答申(案)の作成に関する事。
第2部会	1 原案のうち、第4章「分野別計画」の方向性2「支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ」及び方向性3「豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」に係る審議に関する事。 2 前項の審議結果に基づく答申(案)の作成に関する事。
区計画部会	1 原案のうち、「区基本計画」に係る審議に関する事。 2 前項の審議結果に基づく答申(案)の作成に関する事。